

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	相模原市 後期高齢者医療に関する事務(平成29年1月～) 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本評価書は、平成29年1月のシステム更新後の後期高齢者医療に関する事務について記載する。

## 評価実施機関名

相模原市長

## 公表日

令和6年8月19日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	後期高齢者医療市町村システム
②システムの機能	<p>1、資格記録管理          (1)資格異動          (2)資格情報照会          (3)資格情報保守          (4)住所地特例情報</p> <p>2、賦課管理          (1)所得把握          (2)仮算定賦課(特徴)          (3)本算定賦課処理          (4)異動賦課(追加特徴決定月)          (5)異動賦課(その他の月)          (6)異動賦課          (7)各種通知書再発行          (8)賦課関連情報照会処理          (9)統計資料作成処理          (10)保守          (11)賦課計算取消処理</p> <p>3、収納管理          (1)口座振替依頼          (2)収納消込(口座振替)          (3)収納消込(自主納付)          (4)収納消込(特徴)          (5)納付書再発行          (6)納付証明書発行          (7)滞納者管理資料作成          (8)督促          (9)催告          (10)納付相談(分納誓約)          (11)納付相談(徴収猶予)          (12)延滞金計算・延滞金減免          (13)過誤納管理          (14)還付・充当一覧発行          (15)時効          (16)不納欠損          (17)決算</p> <p>4、データ連携          (1)広域連合連携</p> <p>5、共通管理          (1)返戻・公示送達管理          (2)アクセスログ管理</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 共通基盤システム、介護保険システム )</p>





3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の59項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活福祉部国保年金課、財政局税制・債権対策課、市長公室DX推進課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター、津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)
②所属長の役職名	国保年金課長、税制・債権対策課長、DX推進課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山福祉相談センター所長、津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター所長、藤野福祉相談センター所長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、 青野原出張所所長、青根出張所所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、 相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・本市被保険者(※)及び被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者又は3か月後75歳年齢到達予定者及びその者と同一の世帯に属する者 ※高確法第50条から第55条の2に基づく被保険者
その必要性	被保険者資格の管理(高確法第50条等)、一部負担割合の判定(高確法第67条等)や保険料の賦課(高確法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第1第59号により利用可 ・その他識別情報(内部番号):(宛名番号・世帯番号)住民記録や資格に関する情報を管理するために記録するもの。(被保険者番号)資格や保険料の徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報:保険料徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額療養・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。 ・年金関係情報:保険料の徴収方法に関する事務を行うために記録するもの。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年6月



⑥事務担当部署		国保年金課、税制・債権対策課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢・障害者相談課 福祉相談センター(城山、相模湖、藤野)							
3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民税課、各生活支援課、区政推進課、国保年金課、介護保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 共通基盤システム )							
③使用目的 ※		被保険者資格の管理(高確法第50条等)、一部負担割合の判定(高確法第67条等)、保険料の賦課(高確法第104条等)及び給付(高確法第56条等)等の事務を広域連合で行うために資料提供する。							
④使用の主体	使用部署	国保年金課、税制・債権対策課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢・障害者相談課 福祉相談センター(城山、相模湖、藤野)							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 22 ) 件 [ ] 行っていない
移転先1	神奈川県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】 ・高確法第48条、第54条第1項、第10項</p> <p>【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高確法第48条、第54条第1項、第138条</p> <p>市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>
②移転先における用途	被保険者資格の管理(高確法第50条等)、一部負担割合の判定(高確法第67条等)、保険料の賦課(高確法第104条等)及び給付(高確法第56条等)等の広域連合で事務を行うために資料提供する。
③移転する情報	<p>・資格管理業務</p> <p>・被保険者資格に関する届出: 転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報</p> <p>・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。</p> <p>・住登外登録情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。</p>
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>・本市被保険者(※)及び被保険者と同一の世帯に属する者</p> <p>・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者又は3か月後75歳年齢到達予定者及びその者と同一の世帯に属する者</p> <p>※高確法第50条から第55条の2に基づく被保険者</p>
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	<p>・資格管理業務</p> <p>・被保険者資格に関する届出: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。</p> <p>・住民基本台帳情報</p> <p>: 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。</p> <p>: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次又は月次の頻度。</p> <p>・住登外登録情報</p> <p>: 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。</p> <p>: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次又は月次の頻度。</p>

<b>移転先2</b>	番号法第9条第2項に基づく条例に定める者(別紙1参照)
①法令上の根拠	市番号条例別表第2(別紙1参照)
②移転先における用途	市番号条例別表第2に掲げる事務(別紙1参照)
③移転する情報	後期高齢者医療制度の被保険者の資格に関する情報・収滞納に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療制度の被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム )
⑦時期・頻度	必要な都度
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<small>           &lt;後期高齢者医療市町村システムにおける措置&gt;            ・後期高齢者医療市町村システムに関するデータについては、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。            ・広域連合に送信したデータのバックアップはパスワードで保護し、MOディスクに一定期間保存し消去する。MOディスクは鍵付きキャビネットで保管する。            ・紙媒体や電子媒体による情報は、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。         </small>
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1 特定個人情報ファイル記録項目のとおり

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をする。また、厚生労働省からの通知（「個人番号の利用開始に当たっての後期高齢者医療に関する事務に係る留意点等について」（平成27年10月5日付け保後発1005第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）、以下「厚労省高齢医療課長通知」という。）に該当する場合は、個人番号の記載を求めず、職員が検索して記載することで誤った個人番号の取得を防止する。</li> <li>・特定個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、必要な範囲内で、法律に則り、本人又は代理人から証明書類の提示を受けて本人確認及び委任状の確認を徹底する。住民記録システムからデータの提供を受ける際には、後期高齢者医療関連情報ファイルで保有している対象者の宛名番号をキーにして住民記録システムの住民記録ファイルから個人番号を突合する。団体内統合宛名番号と個人番号は住民記録ファイルで一対一で紐付いているため、誤って対象外の情報が紐付されることはない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;後期高齢者医療市町村システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築している（個人番号を物理的に表示しない）。また、後期高齢者医療市町村システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</li> <li>・後期高齢者医療保険市町村システムにおいて、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</li> </ul> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <p>共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにしている。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt;後期高齢者医療市町村システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、入力ができない機能により、不適切な操作によってデータが登録されることのリスクを防止している。</li> <li>・ログイン時の職員認証において、業務上必要な事務のみ利用可能となる権限を設定することで、操作権限のない事務システムにはログインができず、また、ログイン後も権限のない画面には遷移ができないようにアクセス制限をし、不適切な操作によってデータが入力されることのリスクを防止している。</li> <li>・ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを防止している。</li> <li>・サーバー及び操作端末が接続するローカルエリアネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイヤウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを防止している。</li> </ul> <p>&lt;後期高齢者医療市町村システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異動や退職による操作権限の見直しは、異動通知が発令した後に迅速にシステム管理者が実施している。</li> <li>・ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、人事異動等に伴うフロアレイアウト等の見直しによるファイヤウォール等の設定変更は迅速に実施している。</li> </ul> <p>&lt;システム以外の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者は定期的に、ログインを実施した職員、時刻、操作内容の記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・職員向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。</li> </ul> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することにしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。</li> <li>・共通基盤システムでは、パスワードの適性なチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。</li> <li>・共通基盤システムでは、システム間を跨る際は、共通基盤システムのログイン認証時に操作権限の確認を行い、操作権限のないシステムについては、システムのメニュー表示を行わない。</li> <li>・共通基盤システムでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施している。</li> <li>・共通基盤システムを稼働するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程(以下「市管理規程」という。)に基づき対応を行う。	





5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<標準システム窓口端末における措置> ・当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 <運用における措置> ・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。		
その他の措置の内容	<運用における措置> ・市管理規程に定める情報漏えい等への対応に従う。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない（入手） [ ○ ] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <p>(1)担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修</li> <li>・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修</li> <li>・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修</li> </ul> <p>(2)情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧</li> <li>・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発</li> <li>・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		
—		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023
②対応方法	問合せを受け付けた際は対応内容について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年6月17日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

<p>平成29年9月22日</p>	<p>I 基本情報 6 評価実施期間における担当部署 ② 所属長</p>	<p>福祉部参事(兼)地域医療課長 鈴木泰明、債権対策課長 井出政之、情報政策課長 井上隆、 緑高齢者相談課長 山本美枝子、中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 阿部一彦 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、 藤野保健福祉課長 角田仁 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 薄井卓、城山まちづくりセンター所長 水野克己、串川出張所長 佐藤尚、鳥屋出張所長 山崎哲男、青野原出張所長 大熊哲郎、青根出張所長 杉本恵司 中央区役所区民課長 田野倉和美、大野北まちづくりセンター所長 大島直人、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 佐藤憲一 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 田中正信、麻溝まちづくりセンター所長、根岸和泉、新磯まちづくりセンター所長 新井国師、相模台まちづくりセンター所長 宮澤容子、相模台まちづくりセンター所長 村田典久、東林まちづくりセンター所長 菊地原真</p>	<p>福祉部参事(兼)地域医療課長 増田美樹夫、債権対策課長 井出政之、企画部参事(兼)情報政策課長 井上隆、 緑高齢者相談課長 山本美枝子、保険高齢部参事(兼)中央高齢者相談課長 宮崎文枝、 南高齢者相談課長 阿部一彦 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、 藤野保健福祉課長 角田仁 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、緑区役所参事(兼)城山まちづくりセンター所長 水野克己、串川出張所長 佐藤尚、鳥屋出張所長 山崎哲男、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 杉本恵司 中央区役所参事(兼)区民課長 田野倉和美、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相模台まちづくりセンター所長 角田小白台、東林まちづくりセンター所長 菊地原真</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらぬ。 (人事異動による変更)</p>
<p>平成30年9月7日</p>	<p>I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ① 部署</p>	<p>健康福祉局福祉部地域医療課、企画財政局税務部債権対策課、企画財政局企画部情報政策課 健康福祉局保険高齢部緑高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部中央高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部南高齢者相談課、健康福祉局福祉部城山保健福祉課、健康福祉局福祉部津久井保健福祉課、健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課、健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)</p>	<p>健康福祉局福祉部地域医療課、企画財政局税務部債権対策課、企画財政局企画部情報政策課 健康福祉局保険高齢部緑高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部中央高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部南高齢者相談課、健康福祉局福祉部城山保健福祉課、健康福祉局福祉部津久井保健福祉課、健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課、健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらぬ。 (事務分掌規則に基づく変更)</p>
<p>平成30年9月7日</p>	<p>I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ② 所属長</p>	<p>福祉部参事(兼)地域医療課長 増田美樹夫、債権対策課長 井出政之、企画部参事(兼)情報政策課長 井上隆、 緑高齢者相談課長 山本美枝子、保険高齢部参事(兼)中央高齢者相談課長 宮崎文枝、 南高齢者相談課長 阿部一彦 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、 藤野保健福祉課長 角田仁 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、緑区役所参事(兼)城山まちづくりセンター所長 水野克己、串川出張所長 佐藤尚、鳥屋出張所長 山崎哲男、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 杉本恵司 中央区役所参事(兼)区民課長 田野倉和美、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相模台まちづくりセンター所長 角田小白台、東林まちづくりセンター所長 菊地原真</p>	<p>地域医療課長 増田美樹夫、債権対策課長 井出政之、情報政策課長 二瓶行 緑高齢者相談課長 川端啓文、中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 永田千鶴子 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、 藤野保健福祉課長 山本美枝子 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、串川出張所長 井上和明、鳥屋出張所長 長田孝宏、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 井上原大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相模台まちづくりセンター所長 角田小白台、東林まちづくりセンター所長 菊地原真</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらぬ。 (人事異動による変更)</p>
<p>平成30年9月7日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲</p>	<p>・本市被保険者(※)及び被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者又は3か月後75歳年齢到達予定者及びその者と同一の世帯に属する者 ※高確法第50条から第55条に基づく被保険者</p>	<p>・本市被保険者(※)及び被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者又は3か月後75歳年齢到達予定者及びその者と同一の世帯に属する者 ※高確法第50条から第55条の2に基づく被保険者</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらぬ。 (法令の改正による変更)</p>
<p>平成30年9月7日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体 使用部署</p>	<p>地域医療課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)</p>	<p>地域医療課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらぬ。 (事務分掌規則に基づく変更)</p>

平成30年9月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	・本市被保険者(※)及び被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者又は3か月後75歳年齢到達予定者及びその者と同一の世帯に属する者 ※高確法第50条から第55条に基づく被保険者	・本市被保険者(※)及び被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者又は3か月後75歳年齢到達予定者及びその者と同一の世帯に属する者 ※高確法第50条から第55条の2に基づく被保険者	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の改正による変更)
平成30年9月7日	(別紙1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める者		以下の項を新規追加 項番(No.):8 移転先:健康福祉局 保健所 疾病対策課 法別表第1の項番号:97 移転先の用途:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の改正による変更)
平成31年4月4日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長の役職名	地域医療課長 増田美樹夫、債権対策課長 井出政之、情報政策課長 二瓶行 緑高齢者相談課長 川端啓文、中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 永田千鶴子 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間真子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、 藤野保健福祉課長 山本美枝子 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まづくりセンター所長 網本佳代、城山まづくりセンター所長 岩部正志、串川出張所長 井上和明、鳥屋出張所長 長田孝宏、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 井上尚 大野北まづくりセンター所長 木村達也、田名まづくりセンター所長 長田浩、上溝まづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まづくりセンター所長 今井博之、新磯まづくりセンター所長 大貫勝、相模台まづくりセンター所長 長田浩美、相武台まづくりセンター所長 角田小百合、東林まづくりセンター所長 菊地原真	地域医療課長、債権対策課長、情報政策課長 緑高齢者相談課長、中央高齢者相談課長、南高齢者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まづくりセンター所長、城山まづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、大野北まづくりセンター所長、田名まづくりセンター所長、上溝まづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まづくりセンター所長、麻溝まづくりセンター所長、新磯まづくりセンター所長、相模台まづくりセンター所長、東林まづくりセンター所長	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更)
令和2年7月3日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ① 部署	健康福祉局福祉部地域医療課、企画財政局税務部債権対策課、企画財政局企画部情報政策課 健康福祉局保険高齢部緑高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部中央高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部南高齢者相談課、健康福祉局福祉部城山保健福祉課、健康福祉局福祉部津久井保健福祉課、健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課、健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税務部債権対策課、総務局情報政策課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長の役職名	地域医療課長、債権対策課長、情報政策課長 緑高齢者相談課長、中央高齢者相談課長、南高齢者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まづくりセンター所長、城山まづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 大野北まづくりセンター所長、田名まづくりセンター所長、上溝まづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まづくりセンター所長、麻溝まづくりセンター所長、新磯まづくりセンター所長、相模台まづくりセンター所長、相武台まづくりセンター所長、東林まづくりセンター所長	保険企画課長、国保年金課長、債権対策課長、情報政策課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 中央区役所区民課長、大野北まづくりセンター所長、田名まづくりセンター所長、上溝まづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まづくりセンター所長、麻溝まづくりセンター所長、新磯まづくりセンター所長、相模台まづくりセンター所長、相武台まづくりセンター所長、東林まづくりセンター所長	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	地域医療課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	保険企画課、国保年金課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢・障害者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)

令和2年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体 使用部署	地域医療課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	保険企画課、国保年金課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢・障害者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ① 連絡先	相模原市 健康福祉局 福祉部 地域医療課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8231	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 保険企画課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	別紙1 移転先 No.1	1 健康福祉局 保健所 疾病対策課	1 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	別紙1 移転先 No.2	2 健康福祉局 福祉部 緑生活支援課 3 健康福祉局 福祉部 中央第1生活支援課 4 健康福祉局 福祉部 中央第2生活支援課 5 健康福祉局 福祉部 南生活支援課	2 健康福祉局 生活福祉部 緑生活支援課 3 健康福祉局 生活福祉部 中央生活支援課 4 健康福祉局 生活福祉部 南生活支援課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	別紙1 移転先 No.3	6 企画財政局 税務部 市民税課	5 財政局 税務部 市民税課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	別紙1 移転先 No.4	7 健康福祉局 保険高齢部 介護保険課 8 健康福祉局 保険高齢部 緑高齢者相談課 9 健康福祉局 保険高齢部 中央高齢者相談課 10 健康福祉局 保険高齢部 南高齢者相談課	6 健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課 7 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑高齢・障害者相談課 8 健康福祉局 地域包括ケア推進部 中央高齢・障害者相談課 9 健康福祉局 地域包括ケア推進部 南高齢・障害者相談課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	別紙1 移転先 No.5	1 健康福祉局 保健所 疾病対策課	1 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	別紙1 移転先 No.6	11 健康福祉局 福祉部 障害福祉サービス課 12 健康福祉局 福祉部 精神保健福祉課 13 健康福祉局 福祉部 精神保健福祉センター 14 健康福祉局 福祉部 緑障害福祉相談課 15 健康福祉局 福祉部 中央障害福祉相談課 16 健康福祉局 福祉部 南障害福祉相談課 17 健康福祉局 福祉部 城山保健福祉課 18 健康福祉局 福祉部 津久井保健福祉課 19 健康福祉局 福祉部 相模湖保健福祉課 20 健康福祉局 福祉部 藤野保健福祉課 21 健康福祉局 福祉部 健康企画課	10 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課 11 健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉課 12 健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉センター 7 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑高齢・障害者相談課 8 健康福祉局 地域包括ケア推進部 中央高齢・障害者相談課 9 健康福祉局 地域包括ケア推進部 南高齢・障害者相談課 13 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課 14 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井保健福祉課 15 健康福祉局 地域包括ケア推進部 相模湖保健福祉課 16 健康福祉局 地域包括ケア推進部 藤野保健福祉課 17 健康福祉局 保健衛生部 健康増進課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	別紙1 移転先 No.7	2 健康福祉局 福祉部 緑生活支援課 3 健康福祉局 福祉部 中央第1生活支援課 4 健康福祉局 福祉部 中央第2生活支援課 5 健康福祉局 福祉部 南生活支援課	2 健康福祉局 生活福祉部 緑生活支援課 3 健康福祉局 生活福祉部 中央生活支援課 4 健康福祉局 生活福祉部 南生活支援課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	別紙1 移転先 No.8	1 健康福祉局 保健所 疾病対策課	1 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和3年6月30日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ① 部署	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、 財政局税務部債権対策課、総務局情報政策課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、 中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、 藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、 財政局税務部債権対策課、市長公室DX推進課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、 中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、 藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)

令和3年6月30日	I 基本情報 6.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保険企画課長、国保年金課長、債権対策課長、情報政策課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	保険企画課長、国保年金課長、債権対策課長、DX推進課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	保険企画課、国保年金課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢・障害者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	保険企画課、国保年金課、債権対策課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢・障害者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民税課、各生活支援課、区政支援課、国民健康保険課、介護保険課	市民税課、各生活支援課、区政推進課、国保年金課、介護保険課	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保険企画課、国保年金課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢・障害者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	保険企画課、国保年金課、債権対策課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) 各高齢・障害者相談課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
令和3年6月30日	IIIリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ・届書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をする。また、厚生労働省からの通知(「個人番号の利用開始に当たっての後期高齢者医療に関する事務に係る留意点等について」(平成27年10月5日付け保後発1005第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)、以下「厚労省高齢医療課長通知」という。)に該当する場合は、個人番号の記載を求めず、職員が検索して記載することで誤った個人番号の取得を防止する。 ・特定個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する。住民記録システムからデータの提供を受ける際には、後期高齢者医療関連情報ファイルで保有している対象者の宛名番号をキーにして住民記録システムの住民記録ファイルから個人番号を突合する。団体内統合宛名番号と個人番号は住民記録ファイルで一対一で紐付いているため、誤って対象外の情報が紐付されることはない。	＜運用における措置＞ ・届書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をする。また、厚生労働省からの通知(「個人番号の利用開始に当たっての後期高齢者医療に関する事務に係る留意点等について」(平成27年10月5日付け保後発1005第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)、以下「厚労省高齢医療課長通知」という。)に該当する場合は、個人番号の記載を求めず、職員が検索して記載することで誤った個人番号の取得を防止する。 ・特定個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、必要な範囲内で、法律に則り、本人又は代理人から証明書類の提示を受けて本人確認及び委任状の確認を徹底する。住民記録システムからデータの提供を受ける際には、後期高齢者医療関連情報ファイルで保有している対象者の宛名番号をキーにして住民記録システムの住民記録ファイルから個人番号を突合する。団体内統合宛名番号と個人番号は住民記録ファイルで一対一で紐付いているため、誤って対象外の情報が紐付されることはない。	事前	
令和3年6月30日	IIIリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	＜後期高齢者医療市町村システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築する(個人番号を物理的に表示しない)。また、後期高齢者医療市町村システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施する。 ・後期高齢者医療保険市町村システムにおいて、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、番号利用業務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用業務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	＜後期高齢者医療市町村システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築している(個人番号を物理的に表示しない)。また、後期高齢者医療市町村システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・後期高齢者医療保険市町村システムにおいて、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、番号利用業務以外で個人番号の検索を行えないようにしている。また、個人番号利用業務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施している。	事前	



<p>令和3年6月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;後期高齢者医療市町村システムにおける措置&gt; ・ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、入力ができない機能により、不適切な操作によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 ・ログイン時の職員認証において事務単位での認証を実施するので、操作権限のない事務システムには画面遷移ができないことにより、不適切な操作によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 ・サーバー及び操作端末が接続するローカルエリアネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイヤウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを軽減している。</p> <p>&lt;後期高齢者医療市町村システムの運用における措置&gt; ・異動や退職による操作権限の見直しは、異動通知が発令した後に迅速にシステム管理者が実施する。 ・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、人事異動等に伴うフロアレイアウト等の見直しによるファイヤウォール等の設定変更は迅速に実施する。</p>	<p>&lt;後期高齢者医療市町村システムにおける措置&gt; ・ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、入力ができない機能により、不適切な操作によってデータが登録されることのリスクを防止している。 ・ログイン時の職員認証において、業務上必要な事務のみ利用可能となる権限を設定することで、操作権限のない事務システムにはログインができず、また、ログイン後も権限のない画面には遷移ができないようアクセス制限をし、不適切な操作によってデータが入力されることのリスクを防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作によってデータが登録されることのリスクを防止している。 ・サーバー及び操作端末が接続するローカルエリアネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイヤウォール等によって安全なシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを防止している。</p> <p>&lt;後期高齢者医療市町村システムの運用における措置&gt; ・異動や退職による操作権限の見直しは、異動通知が発令した後に迅速にシステム管理者が実施している。 ・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、人事異動等に伴うフロアレイアウト等の見直しによるファイヤウォール等の設</p>	<p>事前</p>	
<p>令和3年6月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 具体的な管理方法</p>	<p>&lt;システム以外の運用における措置&gt; ・システム管理者は定期的に、ログインを実施した職員、時刻、操作内容の記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ・共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。 ・共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。 ・共通基盤システムでは、システム間を跨る際は、共通基盤システムのログイン認証時に操作権限の確認を行い、操作権限のないシステムについては、システムのメニュー表示を行わない。 ・共通基盤システムでは、生体認証を実現する</p>	<p>&lt;システム以外の運用における措置&gt; ・システム管理者は定期的に、ログインを実施した職員、時刻、操作内容の記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt; ・共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。 ・共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。 ・共通基盤システムでは、システム間を跨る際は、共通基盤システムのログイン認証時に操作権限の確認を行い、操作権限のないシステムについては、システムのメニュー表示を行わない。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和3年6月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>&lt;本市における措置&gt; (1)担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施する。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 (2)情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施</p>	<p>&lt;本市における措置&gt; (1)担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施している。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 (2)情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年6月27日</p>	<p>I 基本情報 6.評価実施期間における担当部署 ①部署</p>	<p>財政局税務部債権対策課 城山保健福祉課 津久井保健福祉課 相模湖保健福祉課 藤野保健福祉課</p>	<p>財政局税制・債権対策課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)</p>
<p>令和4年6月27日</p>	<p>I 基本情報 6.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名</p>	<p>債権対策課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長</p>	<p>財政局税制・債権対策課長 城山福祉相談センター所長 津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター所長 藤野福祉相談センター所長</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更当たらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)</p>

令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	保険企画課 債権対策課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	削除 税制・債権対策課 福祉相談センター(城山、相模湖、藤野)	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保険企画課 債権対策課 保健福祉課(城山、津久井、相模湖、藤野)	削除 税制・債権対策課 福祉相談センター(城山、相模湖、藤野)	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和4年6月27日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月15日	令和4年6月15日	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和4年6月27日	別紙1 移転先 No.6	13 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課 14 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井保健福祉課 15 健康福祉局 地域包括ケア推進部 相模湖保健福祉課 16 健康福祉局 地域包括ケア推進部 藤野保健福祉課	13 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山福祉相談センター 14 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課 15 健康福祉局 地域包括ケア推進部 相模湖福祉相談センター 16 健康福祉局 地域包括ケア推進部 藤野福祉相談センター	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和5年6月28日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	その他(各事務システム)	その他(各業務システム)	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和5年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和5年6月28日	IIIリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外には個人番号にアクセスできないよう、番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにしている。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施している。	<共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外には個人番号にアクセスできないよう、番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにしている。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和5年6月28日	IIIリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することにより、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。 ・共通基盤システムを稼働するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御している。	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和5年6月28日	IIIリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程(平成27年相模原市訓令第14号。以下「市特定個人情報等取扱い規程」という。)	相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程(以下「市管理規程」という。))に基づき対応を行う。	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和5年6月28日	IIIリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	・個人情報等の保護に関する条例等の遵守	・個人情報の保護に関する法律等の遵守	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和5年6月28日	IIIリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 その他の措置の内容	・市特定個人情報等取扱い規程に定める情報漏えい等への対応に従う。	・市管理規程に定める情報漏えい等への対応に従う。	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和5年6月28日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和4年6月15日	令和5年6月15日	事後	重要な変更にとつたらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)

令和6年8月19日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ① 部署	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税制・債権対策課、市長公室DX推進課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター、津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局生活福祉部国保年金課、財政局税制・債権対策課、市長公室DX推進課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター、津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
令和6年8月19日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長の役職名	保険企画課長、国保年金課長、税制・債権対策課長、DX推進課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山福祉相談センター所長、津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター所長、藤野福祉相談センター所長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	国保年金課長、税制・債権対策課長、DX推進課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山福祉相談センター所長、津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター所長、藤野福祉相談センター所長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
令和6年8月19日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ① 連絡先	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 保険企画課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
令和6年8月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和5年6月15日	令和6年6月17日	事後	重要な変更当たらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)

後期高齢者医療関連情報ファイル

住所情報
宛番号
世帯番号
郵便番号
自治省コード
大字コード
町内会コード1
町内会コード2
町内会コード3
番地等
番(地)
号1
号2
号3
号4
号5
号6
号7
号8
号9
号10
号11
号12
号13
号14
号15
号16
号17
号18
号19
号20
号21
号22
号23
号24
号25
号26
号27
号28
号29
号30
号31
号32
号33
号34
号35
号36
号37
号38
号39
号40
号41
号42
号43
号44
号45
号46
号47
号48
号49
号50
号51
号52
号53
号54
号55
号56
号57
号58
号59
号60
号61
号62
号63
号64
号65
号66
号67
号68
号69
号70
号71
号72
号73
号74
号75
号76
号77
号78
号79
号80
号81
号82
号83
号84
号85
号86
号87
号88
号89
号90
号91
号92
号93
号94
号95
号96
号97
号98
号99
号100
号101
号102
号103
号104
号105
号106
号107
号108
号109
号110
号111
号112
号113
号114
号115
号116
号117
号118
号119
号120
号121
号122
号123
号124
号125
号126
号127
号128
号129
号130
号131
号132
号133
号134
号135
号136
号137
号138
号139
号140
号141
号142
号143
号144
号145
号146
号147
号148
号149
号150
号151
号152
号153
号154
号155
号156
号157
号158
号159
号160
号161
号162
号163
号164
号165
号166
号167
号168
号169
号170
号171
号172
号173
号174
号175
号176
号177
号178
号179
号180
号181
号182
号183
号184
号185
号186
号187
号188
号189
号190
号191
号192
号193
号194
号195
号196
号197
号198
号199
号200
号201
号202
号203
号204
号205
号206
号207
号208
号209
号210
号211
号212
号213
号214
号215
号216
号217
号218
号219
号220
号221
号222
号223
号224
号225
号226
号227
号228
号229
号230
号231
号232
号233
号234
号235
号236
号237
号238
号239
号240
号241
号242
号243
号244
号245
号246
号247
号248
号249
号250
号251
号252
号253
号254
号255
号256
号257
号258
号259
号260
号261
号262
号263
号264
号265
号266
号267
号268
号269
号270
号271
号272
号273
号274
号275
号276
号277
号278
号279
号280
号281
号282
号283
号284
号285
号286
号287
号288
号289
号290
号291
号292
号293
号294
号295
号296
号297
号298
号299
号300
号301
号302
号303
号304
号305
号306
号307
号308
号309
号310
号311
号312
号313
号314
号315
号316
号317
号318
号319
号320
号321
号322
号323
号324
号325
号326
号327
号328
号329
号330
号331
号332
号333
号334
号335
号336
号337
号338
号339
号340
号341
号342
号343
号344
号345
号346
号347
号348
号349
号350
号351
号352
号353
号354
号355
号356
号357
号358
号359
号360
号361
号362
号363
号364
号365
号366
号367
号368
号369
号370
号371
号372
号373
号374
号375
号376
号377
号378
号379
号380
号381
号382
号383
号384
号385
号386
号387
号388
号389
号390
号391
号392
号393
号394
号395
号396
号397
号398
号399
号400
号401
号402
号403
号404
号405
号406
号407
号408
号409
号410
号411
号412
号413
号414
号415
号416
号417
号418
号419
号420
号421
号422
号423
号424
号425
号426
号427
号428
号429
号430
号431
号432
号433
号434
号435
号436
号437
号438
号439
号440
号441
号442
号443
号444
号445
号446
号447
号448
号449
号450
号451
号452
号453
号454
号455
号456
号457
号458
号459
号460
号461
号462
号463
号464
号465
号466
号467
号468
号469
号470
号471
号472
号473
号474
号475
号476
号477
号478
号479
号480
号481
号482
号483
号484
号485
号486
号487
号488
号489
号490
号491
号492
号493
号494
号495
号496
号497
号498
号499
号500
号501
号502
号503
号504
号505
号506
号507
号508
号509
号510
号511
号512
号513
号514
号515
号516
号517
号518
号519
号520
号521
号522
号523
号524
号525
号526
号527
号528
号529
号530
号531
号532
号533
号534
号535
号536
号537
号538
号539
号540
号541
号542
号543
号544
号545
号546
号547
号548
号549
号550
号551
号552
号553
号554
号555
号556
号557
号558
号559
号560
号561
号562
号563
号564
号565
号566
号567
号568
号569
号570
号571
号572
号573
号574
号575
号576
号577
号578
号579
号580
号581
号582
号583
号584
号585
号586
号587
号588
号589
号590
号591
号592
号593
号594
号595
号596
号597
号598
号599
号600
号601
号602
号603
号604
号605
号606
号607
号608
号609
号610
号611
号612
号613
号614
号615
号616
号617
号618
号619
号620
号621
号622
号623
号624
号625
号626
号627
号628
号629
号630
号631
号632
号633
号634
号635
号636
号637
号638
号639
号640
号641
号642
号643
号644
号645
号646
号647
号648
号649
号650
号651
号652
号653
号654
号655
号656
号657
号658
号659
号660
号661
号662
号663
号664
号665
号666
号667
号668
号669
号670
号671
号672
号673
号674
号675
号676
号677
号678
号679
号680
号681
号682
号683
号684
号685
号686
号687
号688
号689
号690
号691
号692
号693
号694
号695
号696
号697
号698
号699
号700
号701
号702
号703
号704
号705
号706
号707
号708
号709
号710
号711
号712
号713
号714
号715
号716
号717
号718
号719
号720
号721
号722
号723
号724
号725
号726
号727
号728
号729
号730
号731
号732
号733
号734
号735
号736
号737
号738
号739
号740
号741
号742
号743
号744
号745
号746
号747
号748
号749
号750
号751
号752
号753
号754
号755
号756
号757
号758
号759
号760
号761
号762
号763
号764
号765
号766
号767
号768
号769
号770
号771
号772
号773
号774
号775
号776
号777
号778
号779
号780
号781
号782
号783
号784
号785
号786
号787
号788
号789
号790
号791
号792
号793
号794
号795
号796
号797
号798
号799
号800
号801
号802
号803
号804
号805
号806
号807
号808
号809
号810
号811
号812
号813
号814
号815
号816
号817
号818
号819
号820
号821
号822
号823
号824
号825
号826
号827
号828
号829
号830
号831
号832
号833
号834
号835
号836
号837
号838
号839
号840
号841
号842
号843
号844
号845
号846
号847
号848
号849
号850
号851
号852
号853
号854
号855
号856
号857
号858
号859
号860
号861
号862
号863
号864
号865
号866
号867
号868
号869
号870
号871
号872
号873
号874
号875
号876
号877
号878
号879
号880
号881
号882
号883
号884
号885
号886
号887
号888
号889
号890
号891
号892
号893
号894
号895
号896
号897
号898
号899
号900
号901
号902
号903
号904
号905
号906
号907
号908
号909
号910
号911
号912
号913
号914
号915
号916
号917
号918
号919
号920
号921
号922
号923
号924
号925
号926
号927
号928
号929
号930
号931
号932
号933
号934
号935
号936
号937
号938
号939
号940
号941
号942

(別紙1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める者

No.	移転先	(法別表第1の項番号)	移転先の用途
1	1 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（以下「規則」という）で定めるもの
2	2 健康福祉局 生活福祉部 緑生活支援課 3 健康福祉局 生活福祉部 中央生活支援課 4 健康福祉局 生活福祉部 南生活支援課	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
3	5 財政局 税務部 市民税課	16	地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
4	6 健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課 7 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑高齢・障害者相談課 8 健康福祉局 地域包括ケア推進部 中央高齢・障害者相談課 9 健康福祉局 地域包括ケア推進部 南高齢・障害者相談課	68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
5	1 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
6	10 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課 11 健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉課 12 健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉センター 7 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑高齢・障害者相談課 8 健康福祉局 地域包括ケア推進部 中央高齢・障害者相談課 9 健康福祉局 地域包括ケア推進部 南高齢・障害者相談課 13 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山福祉相談センター 14 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課 15 健康福祉局 地域包括ケア推進部 相模湖福祉相談センター 16 健康福祉局 地域包括ケア推進部 藤野福祉相談センター 17 健康福祉局 保健衛生部 健康増進課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
7	2 健康福祉局 生活福祉部 緑生活支援課 3 健康福祉局 生活福祉部 中央生活支援課 4 健康福祉局 生活福祉部 南生活支援課	—	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
8	1 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課	97	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

## &lt; 用語一覧表 &gt;

アクセスログ	コンピュータの接続履歴を記録したファイル。 コンピュータの操作やネットワークからのアクセス等を記録したもの。
情報提供ネットワークシステム	個人番号（マイナンバー）と関連付けられた個人情報を関係機関の間でやり取りするためのコンピュータネットワークによる情報システム。
中間サーバー	情報提供ネットワークシステム、既存業務システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会・提供等の業務を行うシステム。
ファイアウォール	コンピュータやネットワークと外部ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システム。
マスキング処理	対象にしたくない範囲を保護するために覆うこと。